

流域総合水管理のあり方について

答申 参考資料

令和7年6月

国土審議会 水資源開発分科会 流域総合水管理のあり方検討部会
社会資本整備審議会 河川分科会 流域総合水管理のあり方検討小委員会

※答申内容に対応する全ての参考資料があるわけではありません

「流域総合水管理のあり方について」答申 概要

本資料内の数字は答申案の目次に対応 1は「水管理の歴史的変遷」であり割愛

- 治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図り、一体的に取り組むことで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。

2 背景・課題

(1)気候変動等の自然環境の変化

- ・水災害の激甚化・頻発化が予測され、相対的な安全度の低下が懸念
- ・渇水リスクの増大の中、既存施設を有効活用する方策の検討が必要
- ・カーボンニュートラル等への対応のため、ハイブリッドダムを取組を行ってきたが、試行段階であり、制度的整理が課題
- ・生物多様性の回復が重要だが、河川生態系の構成要素に影響のある流量変動について、技術的知見や計画手法が明確でない 等

(2)社会構造の変化

- ・水インフラの老朽化などにより水供給リスクが増大。危機時に備えた水融通等の事前検討も水利関係者で不十分
- ・水源地域の地域振興のための施設の維持や担い手確保が出来ていない
- ・局所的な水需要の変化に柔軟に対応が出来ていない
- ・施設管理等の熟練技術者の減少、技術力の低下等への懸念 等

(3)新たな技術の進展

- ・流域の関係者間で、水利用に関する各種データが十分に共有が出来ていない
- ・長時間先の予測精度の向上等の技術開発のさらなる促進が必要 等

3.流域総合水管理が目指す方向性

「水でつながる流域の恵みの最大化」、「流域の個性を再発見」、「For Allの流域総合水管理」、「Water for All-WA(和)」、「みずから守る地域の恵み」等

水災害による被害の最小化
流域全体、あらゆる関係者で、
「氾濫を減らす」「対象を減らす」
「早く復旧する」

水の恵みの最大化
流域全体、あらゆる関係者で、
「安定的に水を供給する」「貴重な水資源を有効活用する」
「国産でクリーンな電力を増やす」

水でつながる豊かな環境の最大化
流域全体、あらゆる関係者で、
「自然環境を守る・創る」「人も自然もつなぐ」
「豊かな水環境を創る」

4 具体的な取組内容 (1)全体像

(2)流域の課題や多様なニーズ等の共有

流域の関係者が流域の課題や水に関する多様なニーズ等について情報共有や意見交換を行うとともに、地域の将来構想についても議論がなされる仕組みを構築

(3)流域の関係者間の流域内のデータ共有・公開

(4)気候変動や水需要の変化等を踏まえた流域総合水管理の取組

- 1)治水機能の増強や貴重な水資源の有効活用等のための「既存施設の高度運用等」
ダムの運用の高度化等による水力発電の増強、複数ダムの統合運用・容量再編、水利権未取得のダム使用権等の活用、水利権の転用等による水資源の有効活用、融雪出水時の豊水等の活用 など
- 2)持続可能な水管理のための「施設整備、施設再編」
水インフラの老朽化対策の推進、上下水道一体での強靱化・省エネ化の推進 など
- 3)危機時の迅速・円滑な水管理のための「備えの強化」
災害・事故等の不測の事態に対応する事前検討、気候変動や危機管理への対応のための冗長性の確保 など
- 4)水でつながる「流域環境」の空間的・時間的連続性を高める取組強化
流量変動や土砂動態の管理等(フラッシュ放流・ダムの運用の拡充 等)、河川内外の連続性確保、下水処理水等の活用、水辺の魅力や価値の向上、多様な主体同士の交流・連携、上下流交流等を通じた流域総合水管理の深化 など

(5)流域の関係者が水管理の調整等を行う仕組みの構築

- 各流域の特性を踏まえた調整の仕組みを構築。幅広い主体間の交流・連携により一体的に取組を実施
- 「相乗効果の発現」や「利益相反の解消」など、取組の特質を検討して、全体最適につながるよう協議・調整・合意形成を行う仕組みを構築
- 内容に応じた調整役を配置

(6)高度な水管理を現場で実践するための技術開発・体制構築等

(7)流域総合水管理に関する情報発信・海外展開等

目次

1. 水管理の歴史的変遷	3
2. 「流域総合水管理」に取り組む背景・課題	10
3. 「流域総合水管理」が目指す方向性	21
4. 「流域総合水管理」の具体的な取組内容	30
(1) 取組内容の全体像	31
(2) 流域の課題で多様なニーズ等の共有	32
(3) 流域の関係者間の流域内データの共有・公開	33
(4) 気候変動や水需要の変化等を踏まえた流域総合水管理の取組	34
1) 治水機能の増強や貴重な水資源の有効活用等のための「既存施設の高度運用等」	35
2) 持続可能な水管理のための「施設整備、施設再編」	42
3) 危機時の迅速・円滑な水管理のための「備えの強化」	46
4) 水でつながる「流域環境」の空間的・時間的連続性を高める取組強化	54
(5) 流域の関係者が水管理の調整等を行う仕組みの構築	69
(6) 高度な水管理を現場で実践するための技術開発・体制構築等	77

3. 「流域総合水管理」が目指す方向性

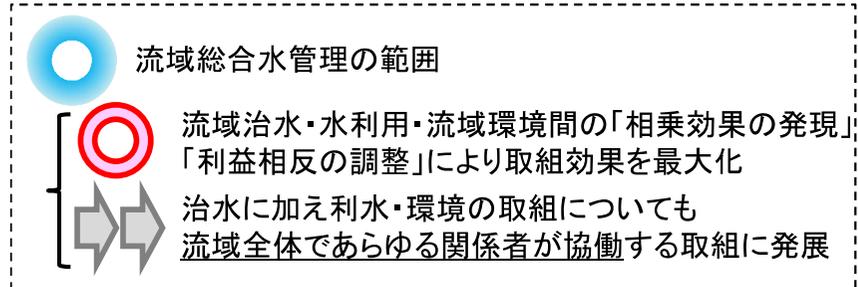
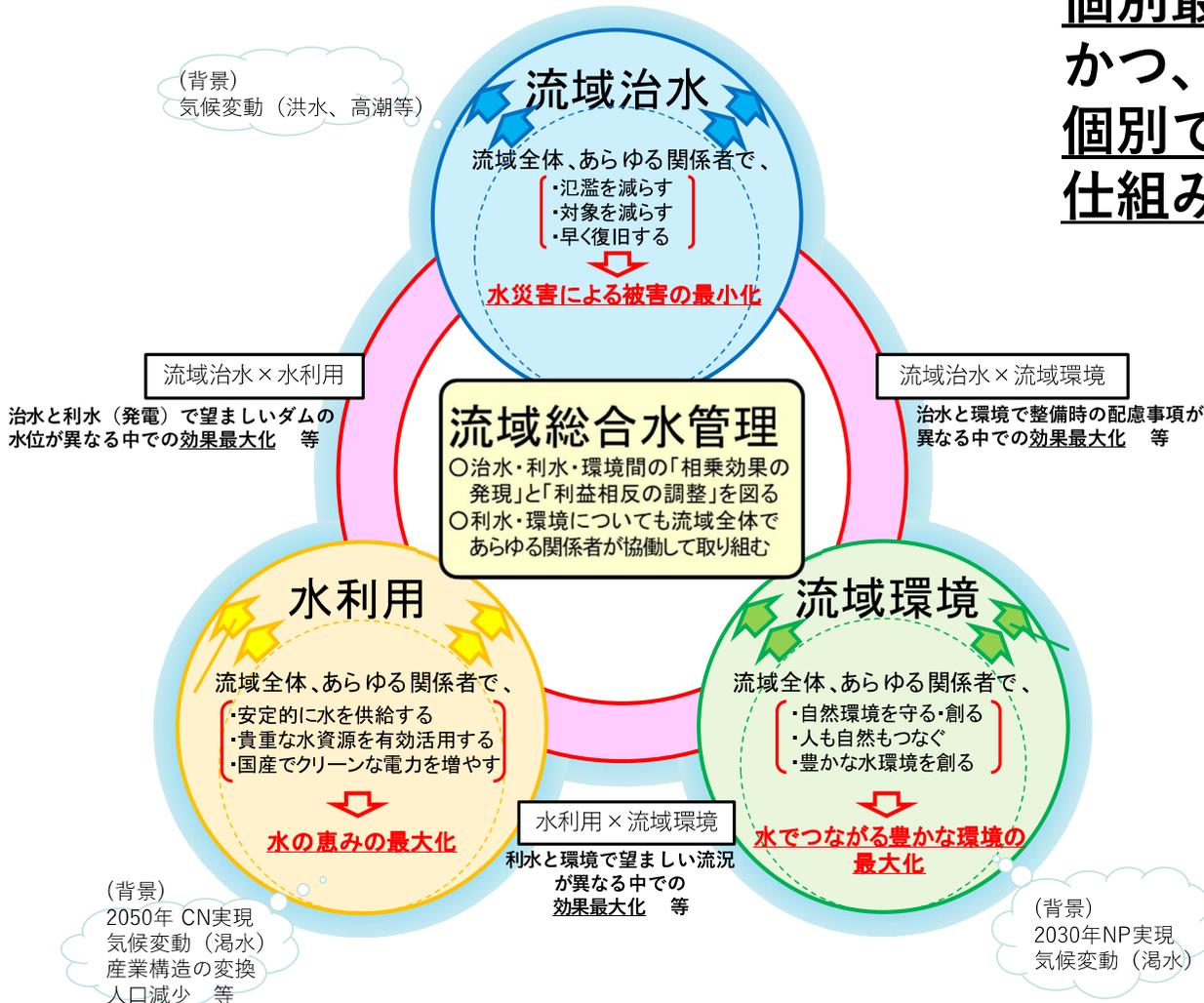
(1)(i) 流域総合水管理が目指す方向性

治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図り、一体的に取り組むことで「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」、「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。

**個別最適から全体最適※へ、
かつ、
個別で見ても今より（少しでも）良くなる
仕組みへ**

※個別最適から全体最適へのアプローチの例

- ・流域治水、水利用、流域環境に一体的に取り組む
- ・洪水時、渇水時、平時を一体的に捉える
- ・流域の複数のダムを一体的に運用する 等



事例① 流域治水 × 水利用

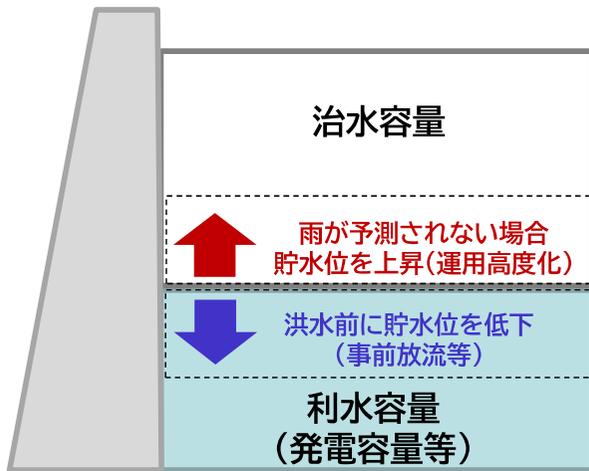
＜利益相反の例＞

治水面ではダム水位は低い方が望ましく
利水面（発電）では高い方が望ましい

＜相乗効果の具体例＞

治水機能の強化と水力発電の促進を
両立するハイブリッドダムの取組

気象予測を活用したダム運用の高度化



事例② 流域治水 × 流域環境

＜利益相反の例＞

治水面では遊水地容量の確保が必要だが
環境面では生物の生息・生育環境の保全・創出が必要

＜相乗効果の具体例＞

遊水地でタンチョウが繁殖しやすい環境を整備

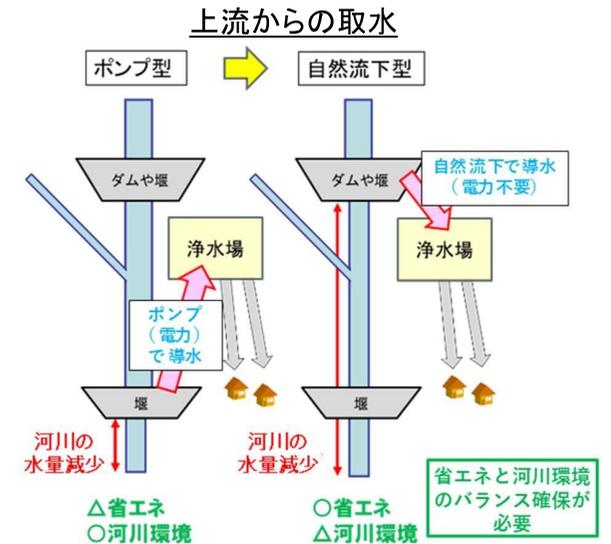
舞鶴遊水地で子育てをするタンチョウ



事例③ 水利用 × 流域環境

＜利益相反の例＞

利水面（省エネ）を重視すると
環境的に望ましい流況に影響を与える
上流からの取水により省エネが図れる一方、
河川流量の減水区間の発生による環境等への
影響について調整が必要



流域治水・水利用・流域環境の取組の効果を最大化

(1)(i) 利益相反の全体像のイメージ

利益相反があるため
工夫により効果最大化を目指す

	流域治水	水利用(利用、発電)	流域環境
河川の流況	 <p>水位が<u>低い</u>方がよい (氾濫しにくい)</p>	<p>安定 (利用)ダムや豊水利用により 流況が<u>平滑化</u>する方向</p> <p>減水 (利用)上流からの取水により 水道の配水時にポンプアップ が不要となり省エネ化 (ただし減水区間が発生)</p>	<p> 流量に<u>変動(攪乱)</u>が ある方がよい (樹林化回避、付着藻類 の更新等の観点から)</p> <p>安定 減水区間の発生により 維持流量※を確保できな いおそれ <small>※維持流量: 魚類の移動や産卵に 必要な水深等によって決まる</small></p>
ダムの水位等 (ダムの容量)	 <p>水位が<u>低い</u>方がよい (洪水調節ができるため)</p>	<p>利用・発電 (利用・発電) 水位が<u>高い</u>方がよい (利水補給、高い発電ヘッド)</p> <p>発電 (発電)融雪出水による無効放 流を回避するには水位を予め <u>低く</u>しておきたい(上水・工水 部分も活用したい)</p> <p>利用 (利用)上水や工水等の利水 容量としては<u>高い</u>方がよい</p>	<p> 水位が<u>高い</u>方がよい (流況変化に自由度が 増すため:フラッシュ放流)</p> <p> 放流の際には下流生物 に影響の与えない水温・ 水質で放流が望ましい</p>
河道整備 遊水地整備	<p> 河積や湛水量(遊水地) を確保できればよい</p> <p> 横断工作物はない方が よい</p>	<p> 堰等の横断工作物を設置し 水位をせき上げ</p>	<p> 水域・陸域で生物の生息等 の環境を確保したい</p> <p> 縦横断方向の連続性を確保 した方がよい <small>※外来種の拡散防止のため不連続とした方がよい場合も</small></p>

4. 「流域総合水管理」の具体的な取組内容

(1) 取組内容の全体像

番号は答申の第4章「流域総合水管理」の具体的な取組内容」の節番号に対応

○流域総合水管理の推進のためには、多様なニーズの把握・共有、関係者間のデータ共有・公開、流域の関係者が水管理の調整等を行う仕組みの構築が必要。

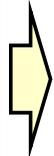
(2) 課題や多様なニーズ等の共有

(3) 関係者間のデータ共有・公開

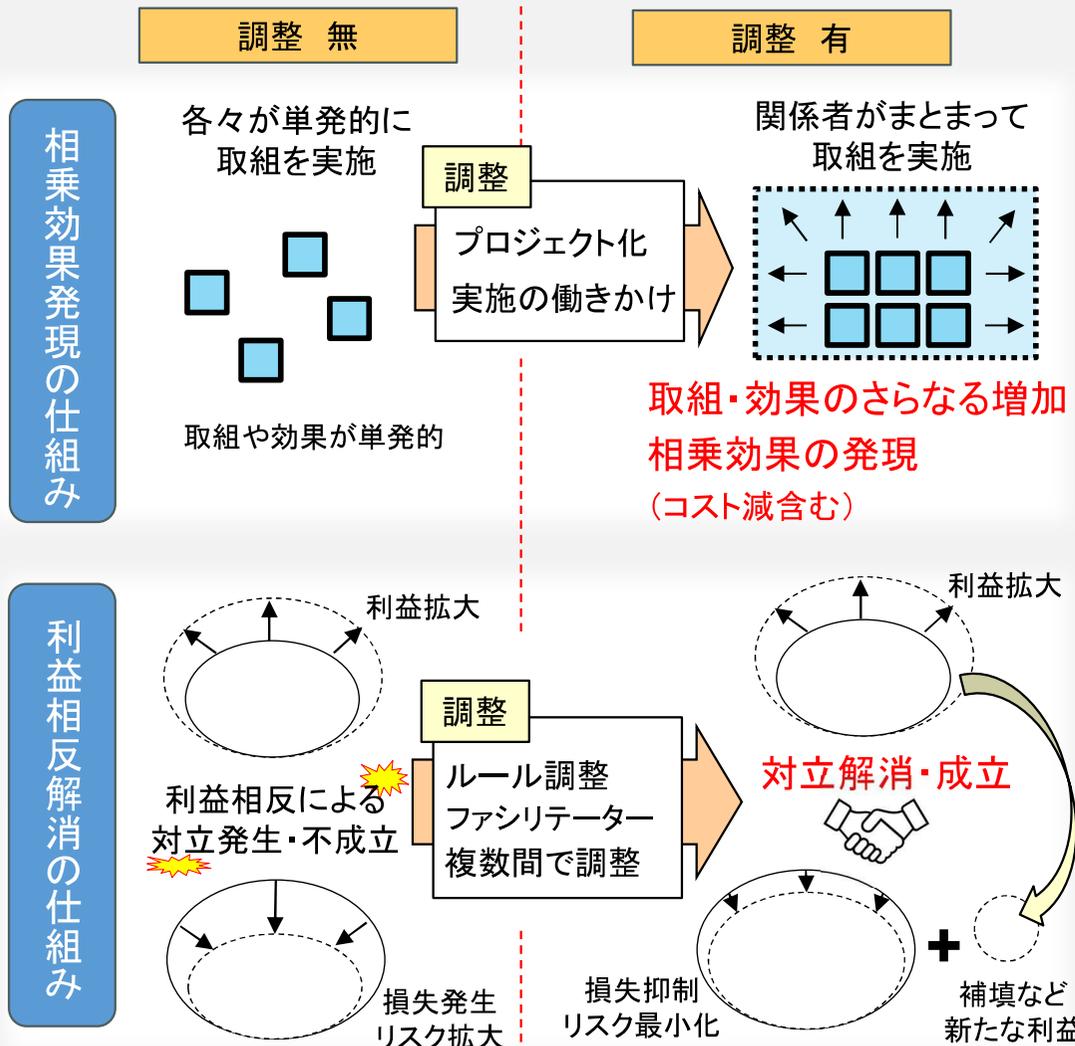


(4) ニーズを埋める対応策・アイデア

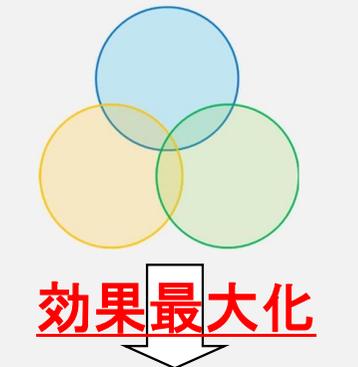
流域の関係者が集う仕組み、調整役がいる仕組みが必要



(5) 水管理の調整等を行う仕組みの構築



対応策・アイデアの
実現
新たな価値創造



(6) 技術開発・体制構築等
(7) 成果や教訓の情報発信等

(2)流域の課題や多様なニーズ等の共有

- 流域の関係者は多岐にわたり、立場に応じてニーズは異なることから、流域の関係者が流域の課題や水に関する多様なニーズ等について情報共有や意見交換を行うとともに、地域の将来構想についても議論がなされる仕組みの構築が必要。

流域の課題や多様なニーズのイメージ



5年後に工業用水を確保したいけど、このあたりの水利用はどうなってるだろう

今は使っていないダムの容量を柔軟に活用できないか

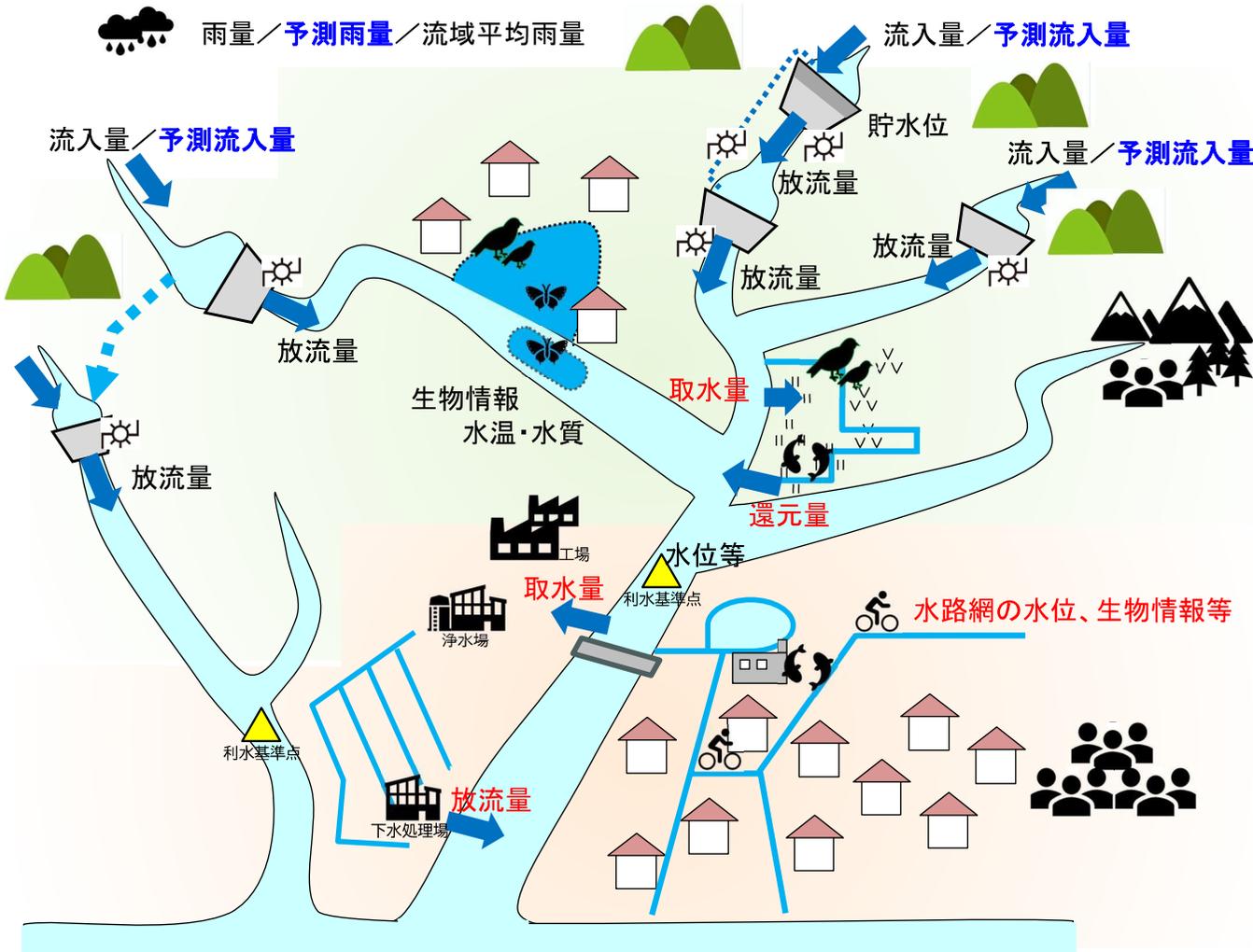
川の水も使って地域にビオトープをつくりたい

関係者間で流域の課題やニーズに関するニーズ、将来構想等を共有



(3)流域の関係者間の流域内のデータ共有・公開

- 貴重な水資源の有効活用を流域の関係者で積極的に議論するためには、その基礎となる河川・流域に関する様々なデータを把握・共有することが重要。
- データ共有が各利水者等にもたらす利点について整理するとともに、共有されたデータを活用できる情報となるよう整理し、関係者が共通理解・リテラシーを高めるとともに、情報提供が提供者の不利益や過度な負担とならない仕組みの構築が必要。



赤字:未把握等の情報 青字:予測情報

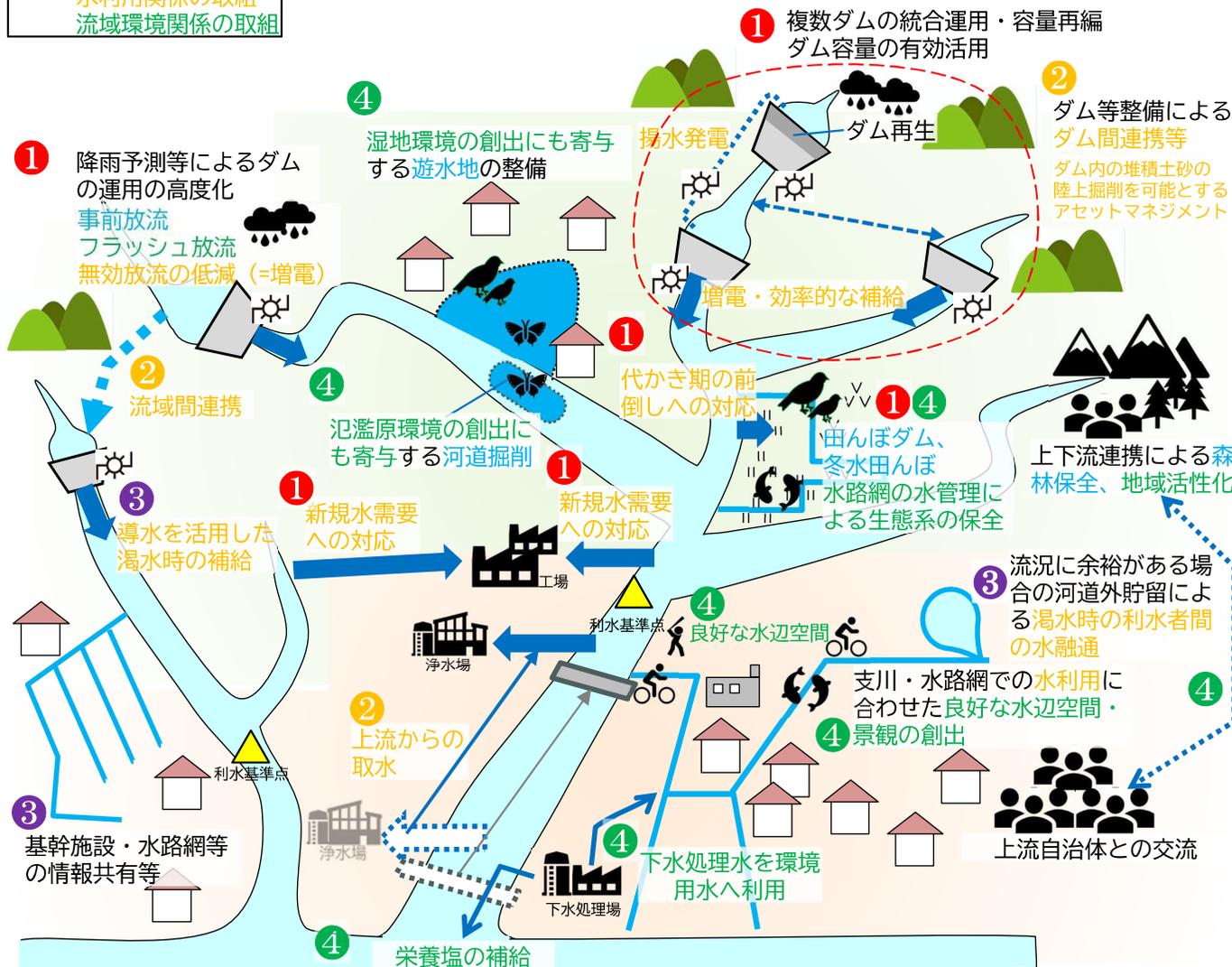
データ種別		基本的な把握状況
ダム関係 (利水専用ダム除く※)	貯水位	リアルタイム(10分ごと)に把握
	流入量	リアルタイム(10分ごと)に把握
	放流量	リアルタイム(10分ごと)に把握
	流域平均雨量	リアルタイム(10分ごと)に把握
	予測流入量	リアルタイム(10分ごと)に把握 ※降雨予測は気象庁
	水温・水質	月1回把握
	生物情報	定期調査(河川水辺の国勢調査)
河川関係	水位/予測水位	リアルタイム(10分ごと)に把握 ※降雨予測は気象庁
	雨量/予測雨量	リアルタイム(10分ごと)に把握 (レーダ雨量は1~5分間隔) ※降雨予測は気象庁
	水温・水質	月1回把握
	取水量	日単位の取水量(許可水利権)を、 取水者からの事後報告(年1回または月1回)により把握
	還元量、放流量	共有されていない
	生物情報	定期調査(河川水辺の国勢調査)
流域関係	水路網の 水位・流量・ 水温・水質	把握していない
	水路網における 生物情報	把握していない

※ 利水専用ダムを含む流域単位で観測・予測データの統合的共有を進めているところ(令和7年度末まで)

(4)流域総合水管理の取組(イメージ)

- これまでは、治水・利水・環境それぞれの分野の施策を推進してきたが、全体では必ずしも最適な水管理とはなっていなかった
- 今後は、**流域治水・水利用・流域環境**の一体的な取組を進め、予測技術を活用した複数ダムの統合運用(プール運用)や水路網など流域の水管理による良好な水辺空間の創出など新たな価値を創出し、流域関係者でその価値を共有する仕組みを確立する

凡例
● 流域治水関係の取組
● 水利用関係の取組
● 流域環境関係の取組



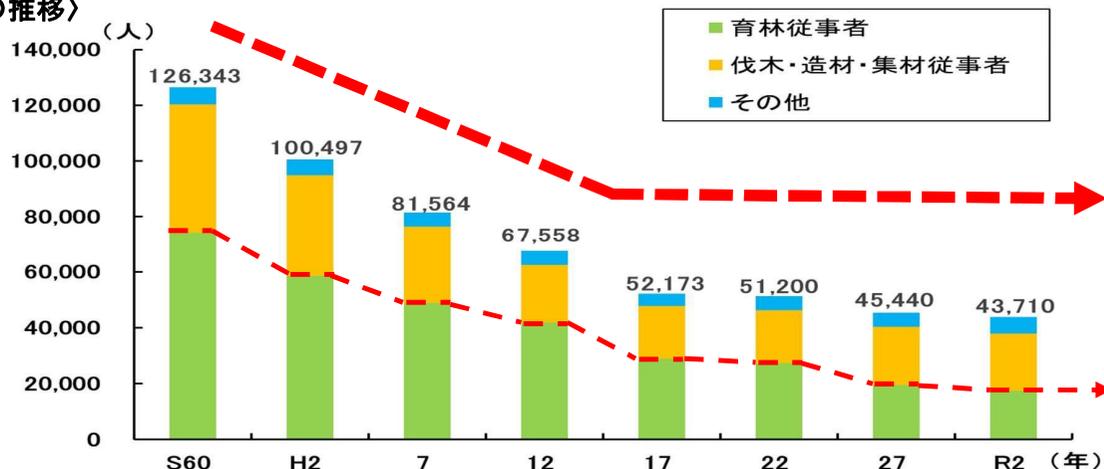
- ① 課題や多様なニーズ等の共有
- ② 関係者間のデータ共有・公開
- ③ ニーズを埋める対応策・アイデア
 - ① 既存施設の高度運用等
 - ・降雨予測等によるダムの運用の高度化
 - ・複数ダムの統合運用・容量再編
 - ・ダム容量の有効活用・水利権の転用
 - ・融雪出水時の豊水の活用
 - ・農業用水等の特徴を踏まえた取組 等
 - ② 施設整備、施設再編
 - ・持続可能で効率的なアセットマネジメント
 - ・上下水道一体での強靱化、省エネ化の推進 等
 - ③ 危機時の備えの強化
 - ・リダンダンシーの確保
 - ・基幹施設・水路網等の情報共有 等
 - ④ 流域環境の取組強化
 - ・流量変動や土砂動態の管理
 - ・豊かな氾濫原環境の創出、河川内外の連続性確保
 - ・下水処理水の活用
 - ・流域ならではの水辺の魅力や価値の向上
 - ・上下流交流 等
- ④ 新たな価値を共有・調整する手法・仕組み (合意形成の場)
- ④ 技術開発・体制構築等
- ⑤ 成果や教訓の情報発信等

4)(viii) 水源涵養機能を有する森林の整備・保全

- 森林は水源涵養機能を有するが、地域ごとにみれば、手入れ不足の森林、病虫害被害、台風による風倒被害を受けた森林の機能低下が懸念される。
- このため、水源涵養機能の維持・向上や流木被害の抑制にも資するよう、林業の担い手の確保、木材の利用拡大、森林についての普及啓発等に取り組み、森林の整備・保全を推進する必要がある。

■ 林業での課題 出典：林野庁HP資料に国土交通省で加筆

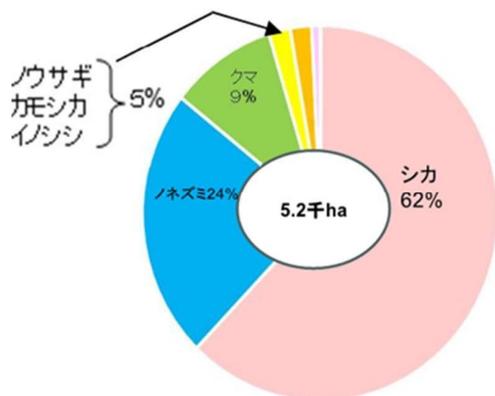
〈林業従事者数の推移〉



➤ 林業従事者は、35年間(昭和60年～令和2年迄)で、**約6割強減少**

➤ 特に苗木の植付け、下刈り、枝打ち、間伐を行う育林従事者は、昭和60年と比較し、令和2年では**約2割強まで減少**。

〈令和5年度 野生鳥獣被害〉



➤ シカによる枝葉の食害や剥皮被害が**全体の約6割**を占める。

被害事例



● 流木被害(上流)

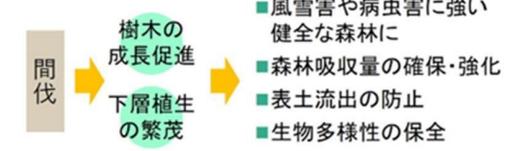


● 河川流出流木被害(下流)



■ 森林の保全

□ 間伐の重要性



注1 都道府県等からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計。

(5)流域の関係者が水管理の調整等を行う 仕組みの構築

総合計画

- ・ 国土形成計画(令和5年7月閣議決定) ※国土形成計画法
- ・ 水循環基本計画(令和6年8月閣議決定) ※水循環基本法

凡例 ○⇒計画
 ・ ⇒協議会(計画はないが規約等がある)

連携・調和

流域の幅広い主体間の交流・連携による一体的な取組 (例:流域水循環計画)

災害・治水、自然環境、暮らし(農業、林業、漁業、観光) 等の多様な分野で交流・連携

流域治水

連携・調和

水利用

連携・調和

流域環境

○河川整備計画 ※河川法

作成主体: 河川管理者

- 1 目標 (河川配分流量) ※気候変動を踏まえたものに見直し
- 2 実施 (堤防整備、河道掘、洪水調節施設 等)
- 3 維持等 (施設の維持管理、洪水予報、水防警報、災害時の支援 等)

○流域水害対策計画 ※特定都市河川浸水被害対策法

作成主体: 河川管理者、都道府県、市町村、下水道管理者 等

- 1 都市浸水の発生を防ぐ目標降雨
- 2 特定都市河川、下水道、雨水貯留施設の整備に関する事
- 3 貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定に関する事

・ダム洪水調節機能協議会 ※河川法

参加主体: 河川管理者、ダム管理者、関係利水者 等

- 1 利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な事項

○水防計画 ※水防法

作成主体: 都道府県

緊急時に関することが主

○地域防災計画 ※災害対策基本法

作成主体: 都道府県、市町村

○水資源開発基本計画(フルプラン)

作成主体: 国

※水資源開発促進法

- 1 水の用途別の需要の見直し及び供給の目標
- 2 供給の目標を達成するために必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 3 その他水資源の総合的な開発及び利水の合理化に関する重要事項(危機時に備えた事前の対策に関する事 等)

・流域水利用協議会

参加主体: 河川管理者、水利用者(農業、工業、上水、発電) 等

- 1 河川や流域の特性を反映させた水利用ルールへの転換と河川管理者間の問題意識の共有化

※実態としては濁水調整協議会と同時開催・同一組織化している場合が多い

流域ごとの調整の仕組み等の強化が必要

○河川整備計画 ※河川法

作成主体: 河川管理者

- 1 目標 (正常流量)
- 2 実施 (導水、水資源開発 等)
- 3 維持等 (水利権更新、(エネルギー)、正常流量の確保、低水管理、水質・水量管理、濁水調整 等)

・濁水調整協議会

参加主体: 河川管理者、水利用者(農業、工業、上水、発電) 等

緊急時に関することが主

○河川整備計画 ※河川法

作成主体: 河川管理者

- 1 目標 (維持流量、環境定量目標、水質)
- 2 実施 (水質改善、生息・生育・繁殖の場の保全・創出 等)
- 3 維持等 (水質保全、自然環境の保全、河川空間の適正な利用、景観の保全 等)

○自然再生事業実施計画

※自然再生推進法

作成主体: 自然再生事業実施者、関係自治体、住民、NPO 等

- 1 自然再生事業の区域及び内容
- 2 周辺の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果

○かわまちづくり計画

作成主体: 市町村等の推進主体、住民、民間事業者、河川管理者 等

- 1 水辺とまちづくりに関する基本方針
- 2 支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策) 等

緊急時に関することが主

・水質汚濁対策連絡協議会

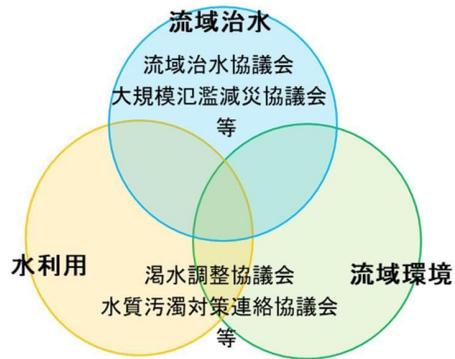
参加主体: 河川管理者、流域自治体 等

具体計画

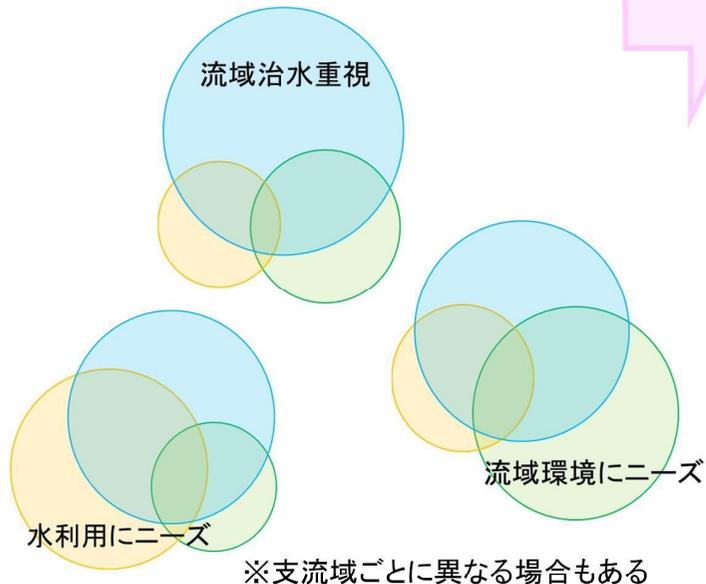
流域の関係者が水管理の調整等を行う仕組みの構築

- 流域総合水管理の推進にあたっては、「流域治水」「水利用」「流域環境」に関する各流域の特性を踏まえた調整の仕組みを構築することが必要。
- 協議内容に応じて、区間や分野ごとなど円滑な調整ができるような柔軟な枠組みとし、内容に応じた調整役を設置する。幅広い主体間の交流・連携により一体的な取組とすることが重要。

＜既存の枠組み＞



＜各流域の特性＞



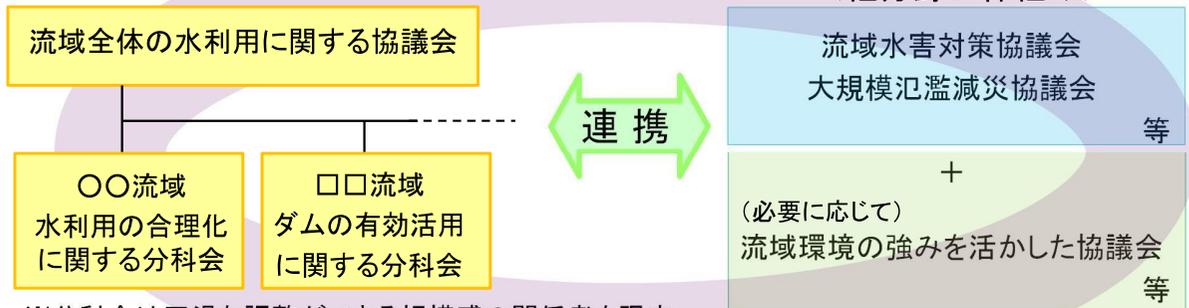
＜水系における調整の仕組みのイメージ＞

- 内容に応じて、区間や分野ごとなど、円滑な調整ができるような柔軟な枠組み
- 区間と分野の組合せも多様 — 内容に応じた調整役を置く

幅広い主体間の交流・連携による一体的な取組

分野	区間	○川流域	△川流域	□川流域	◎川流域	主な参加主体イメージ
流域治水が主		○	○	○	○	流域自治体、住民、地域の関係者(森林、田んぼ等)等
水利用が主		○	○			水利用者(農業、工業、上水、発電)等
流域環境が主				○		地域の関係者(森林、田んぼ等)、NPO等

【イメージ】※水利用にニーズがある場合の例示



※分科会は円滑な調整ができる規模感の関係者を限定
 ※河川管理者に限らず、議論内容に応じた調整役を置く
 仕組みを想定

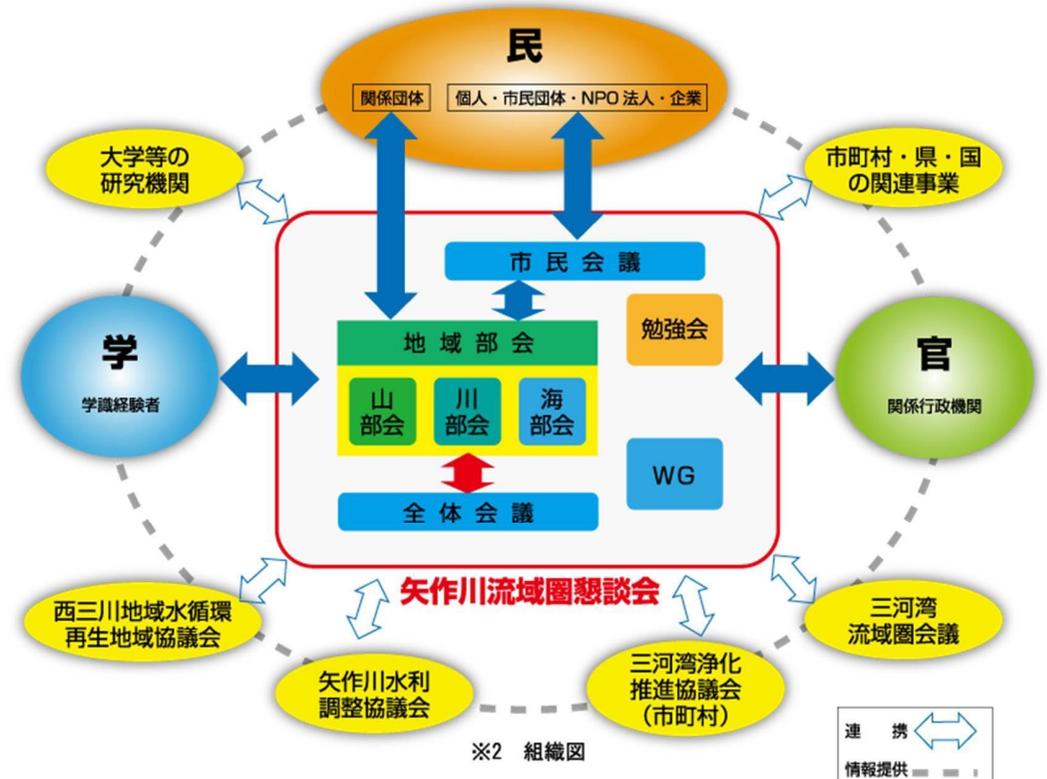
幅広い主体間の交流・連携

○ 個別の協議会の他、情報共有や、連携のためのプラットフォームの構築などにより、幅広い主体間の交流・連携により一体的に取り組んでいくことも考えられる。

■ 幅広い主体間の交流・連携の事例
(矢作川流域圏懇談会)

○ 矢作川流域圏に係る個人・市民団体等、関係団体、学識経験者、国、県、市町村の関係行政機関で構成する「矢作川流域圏懇談会」は、矢作川における治水、利水、環境、維持管理等の多様な課題の情報共有・意見交換の場として平成22年8月28日に設立された。

○ 川の中だけの視点ではなく、水のつながりという視点で山から海までの流域圏全体を対象として、多様な課題の解決に向けて市民、関係機関、有識者の方々等と一緒に話し合い、役割をもちながら連携・協働することとしている。



矢作川流域圏懇談会:「全体会議」、「地域(山、川、海)部会」、「市民会議」で構成。必要に応じてワーキンググループ(WG)、勉強会を開催。

- 【民(個人・市民団体等)】個人39人、市民団体等の43団体
- 【民(関係団体)】森林組合、漁業協同組合、土地改良区、中部電力(株)、矢作川水源基金、矢作川沿岸水質保全協議会等の21団体
- 【学(学識経験者)】14人
- 【官(行政機関)】3省1庁、3県14市3町2村

- 流域治水に関して、特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されると、**河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会(流域水害対策協議会)を組織すること**になっている。

流域水害対策に係る協議会

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**（協議会）、**雨水貯留浸透対策の強化**、**浸水エリアの土地利用**等を協議
- 協議結果を**流域水害対策計画に位置付け** ⇒ **様々な主体が流域水害対策を確実に実施**

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



○ :流域水害対策計画策定主体

(協議会設置)

国土交通大臣指定河川:設置必須
都道府県知事指定河川:設置任意

(構成員)

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が
必要と認める者

(協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ **構成員は協議結果を尊重**

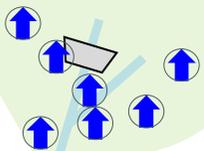
水利用のニーズの多様化に対応する仕組みの構築

- 高度経済成長期までは、水需要の増加に対し、水資源開発(施設整備)等により対応。
- 現在は、利水者間でニーズ(水が将来必要、水が将来不要等)が様々であり、多様な主体との調整・多様な目的間の調整の仕組みが必要。

～高度経済成長期まで **許可水利**

膨大な新規ニーズ

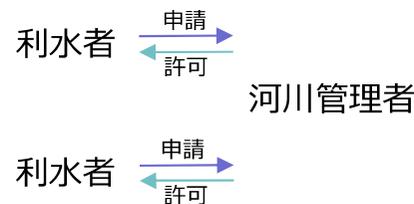
新たな水利用がどんどん増加
新たな水資源開発も



↑ 水需要の増加
↓ 水需要の減少

河川管理者の厳格な審査のもと、
新規施設の設置等によりニーズに対応

これまでの水利用や環境への影響が出ないことの確認

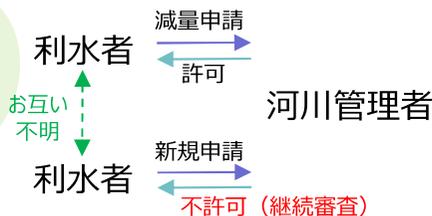
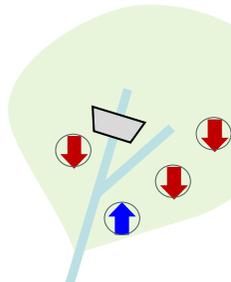


- 多様な主体がそれぞれの目的で水利用、施設整備
- 多目的ダムでは河川管理者が中心となって計画策定 (主体間の調整あり)

現在 **許可水利**

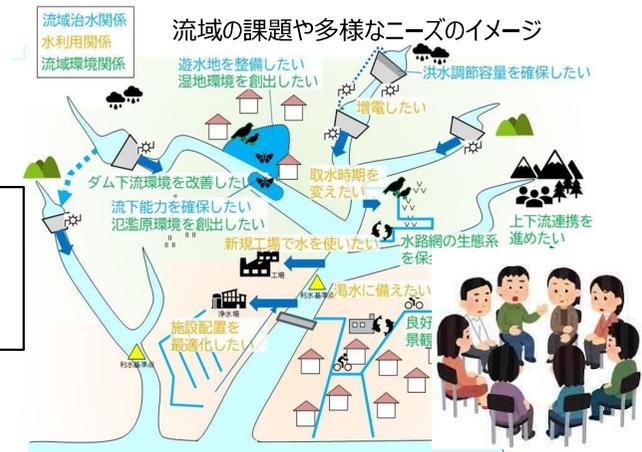
ニーズの多様化

水を将来求める者も、手放したい者も



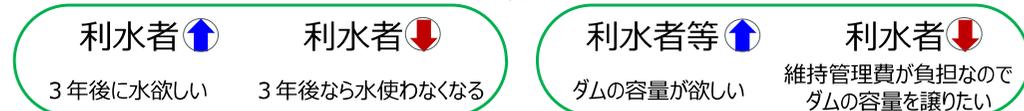
これから **積極的な水利用**

ニーズの**把握・共有**
取水量・還元量等の情報の**把握・共有**
⇒ **既存施設の高度運用**



多様な主体との調整・多様な目的間の調整が必要

ニーズが一致!



多様化するニーズに対し
利用者間が1:1で調整することは困難

- (例)
- ・使える水があるかどうか分からない
 - ・施設に余裕があるけれど使いたい人がいるのかわからない 等



○流域環境に関する様々な関係者が交流・連携を行う仕組みとして、円山川水系自然再生推進委員会や仁淀川清流保全推進協議会などの事例が挙げられる。

円山川水系自然再生推進委員会

○平成15年度より国土交通省と兵庫県が合同で「円山川水系自然再生計画検討委員会」を設置し、平成17年11月に円山川自然再生計画（平成23年12月変更）を策定。

○その計画に基づき事業を実施するため、円山川水系自然再生計画推進委員会、同技術部会を開催し、自然再生事業及び治水事業に伴う河川環境への配慮事項について意見を聞きながら進めている。

地域 コウノトリ市民研究所
但馬自然史研究所
豊岡土地改良事業協議会
円山川漁業協同組合
学校教育機関 など

学識経験者
兵庫県立コウノトリの郷公園
など

円山川水系
自然再生
推進委員会
同技術部会

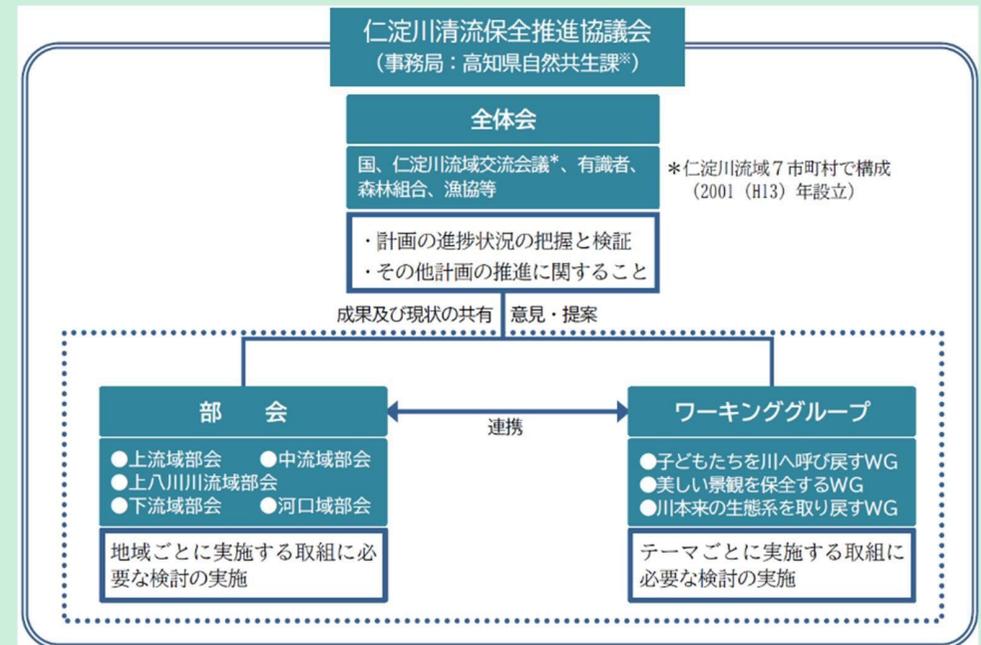
河川管理者
国土交通省豊岡河川国道事務所
兵庫県豊岡土木事務所

関係行政機関
兵庫県、豊岡市 など

円山川水系自然再生推進委員会の組織構成

仁淀川清流保全推進協議会

○高知県では「仁淀川清流保全計画」を流域の関係団体や行政が連携して進めていくために「仁淀川清流保全推進協議会」を平成22年から設立し、環境学習や川の安全教室、仁淀川一斉清掃等の活動を行っている。

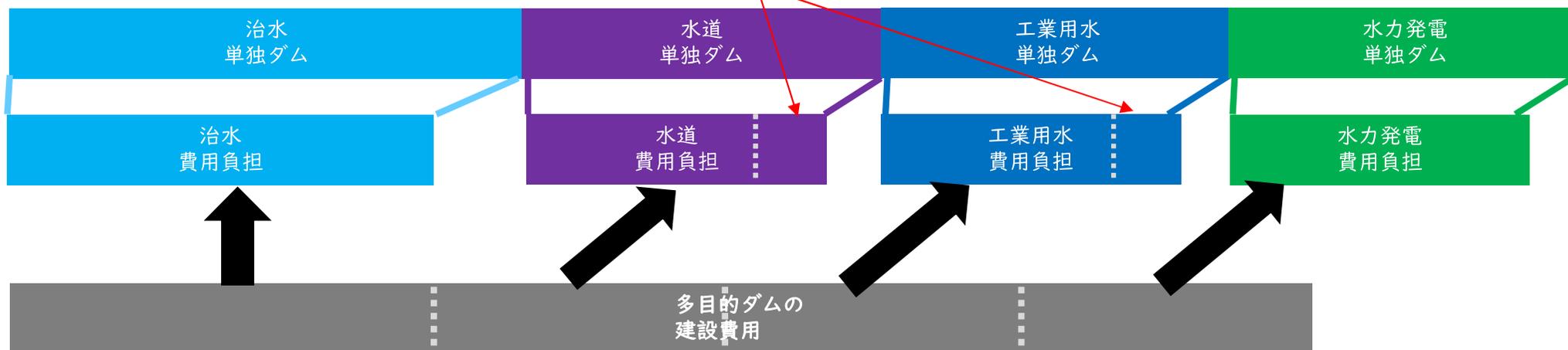


仁淀川清流保全推進協議会の組織構成

- 河川管理者や利水者が個別に単独目的のダムを建設するよりも、共同で多目的ダムとして建設する方が有利なことがあり、国土交通大臣は特定多目的ダム法に基づき、利水者(ダム使用権者)の参画を得て、多目的ダムを建設する。
- 河川管理者と利水者の負担割合は、同法施行令に規定される分離費用身替り妥当支出法を基準として算出する。
- 多目的ダムに参画する利水者は、国土交通大臣に負担金を支払うが、**負担金の一部に所管省庁から交付された国庫補助金を充てる場合がある。**

○ダム建設参画者の費用負担

負担額の一部に国庫補助を充てている場合がある



費用負担割合の算出方法(分離費用身替り妥当支出法)

- ・当初計画で想定する効用から算定される推定の投資額(妥当投資額)
- ・同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額(身替り建設費)
- ・その目的が参画することによる費用の増分額(分離費用) から算出